

○地域防災の見直し部会における各委員意見・質疑（概要）

(1) 京都府地域防災計画の改定について

委員	主な意見・質疑内容
鈴木委員	<p>・災害発生後、広域的に避難した避難者の情報はどのように把握するのか。 ⇒避難者の把握にあたっては、<u>全国統一のシステムによる把握が望ましい</u>と考えており、<u>システム構築等について国への要望等</u>を行っているところ。</p> <p>・府内の相互応援体制について、国からの応援など、その他の応援との関係はどうか。 ⇒令和6年能登半島地震の教訓や支援の経験を踏まえ、まずは府内の体制確保を目的として、府内市町村間の応援体制を整理したもの。今後、<u>近隣府県や全国からの応援自治体との連携について検討</u>してまいりたい。</p>
三島委員	<p>・在宅避難者、車中泊避難者への福祉支援とあるが、物資支援や情報提供も含んでいるのか。 ⇒物資支援や情報提供などの在宅避難者等への支援については、昨年度の改定において明記したところ。今回は、<u>避難所外での福祉支援の提供について新たに追記</u>したもの。</p> <p>・林野火災への対応について、空中消火は有効な手段と評価されているのか。 ⇒陸上から消火対応ができない場合等があるほか、<u>消防庁による検証結果を鑑みても一定の効果がある</u>ものと考えている。</p>
小野委員	<p>・船舶を活用した医療について、港湾施設自体が被害を受けた場合の対応や、病院船の活用等は検討しているのか。 ⇒今回の改定は国に対し、民間船・病院船の活用について要請を行うことを追記したもの。<u>府ではヘリポート整備を進めており、港湾施設が被害を受けた場合などにおいては、ヘリを活用した搬送も想定</u>しているところ。</p>
多々納委員	<p>・大阪・関西万博では、停電により地下鉄がストップし、帰宅困難者が発生する事案があった。災害以外の事態による帰宅困難者の発生に対しては、対応が遅れる懸念があり、自然災害以外の危機事態にも対応できるよう、基本方針の作成など、準備を進めるべきではないか。 ⇒過去には令和5年に雪害での帰宅困難者発生に対応した経験がある。<u>災害に限らず、帰宅困難者対策は必要</u>であると考えており、今後、対応について検討させていただきたい。</p> <p>【牧部会長より】</p> <p>・災害対策基本法の枠組み、災害救助法の範囲といった費用面の課題もあると考えるが、災害以外を要因とする危機事態への対応についても、検討を進めていただきたい。</p>
大鶴委員	<p>・府では平成30年度に自衛隊船舶を活用した防災訓練を実施していたが、今後、船舶を活用した医療提供訓練等を実施する予定はあるか。 ⇒<u>実際のオペレーションについて検討することも重要</u>と考えており、国の状況を踏まえつつ、検討してまいりたい。</p> <p>・消防防災力の充実強化について、津波警報下における救助等の具体的な検討は行われているのか。 ⇒<u>津波警報発表時には二次被害を防ぐため、原則、沿岸部での活動は行わない</u>こととしており、津波浸水想定等を踏まえ、今後、救急搬送ルート等について、各消防本部において検討いただきたいと考えている。</p>
三澤委員	<p>・トイレカーやキッチンカーの確保についての取組みはどうか。 ⇒トイレカーについては、府内市町村での導入が進んでいるほか、<u>国の登録制度を活用し、確保</u>することとしている。キッチンカーについては、<u>昨年度に民間企業と災害時協定を締結</u>したところであり、引き続き、専門的な知見を有する民間団体等との連携を進めてまいりたい。</p> <p>・応援及び受援の関係で、関西広域連合の構成府県や市町村との連携状況はどうか。 ⇒南海トラフ地震に関して、沿岸地域に対する府県単位のカウンターパートは定められているが、市町村単位での議論は進んでいないこともあり、引き続き、問題提起してまいりたい。</p>

(2) 報告事項への意見について

委員	主な意見・質疑内容
大鶴委員	<p>・航空防災体制の強化について、ドクターヘリの確保等も含まれているのか。 ⇒ドクターヘリの整備については、健康福祉部において取組を進められており、今回の航空防災体制の強化については、<u>京都市消防局の防災ヘリの運用強化を主軸</u>としているところ。今後、<u>ドクターヘリが運航できない場合における傷病者の搬送や他府県との相互応援協定の締結等</u>につなげていきたいと考えており、防災ヘリを活用した航空防災体制を確立してまいりたい。</p>
中本委員	<p>・UPZ 圏内などでは、放射線量が直ちに避難が必要な線量とならないことも想定されるが、原子力災害発生時の避難基準は定まっているのか。 ⇒原子力災害については、<u>国の原子力災害対策本部の指示に基づき、府と市町が連携して、避難を進めること</u>となる。 【三島委員より】 ・自然災害により危険が差し迫っている場合には、命を守る行動を行うことが原則となる。また、屋内退避の区域では、放射線による健康被害については直ちに生じるものではないことから、避難による健康被害等が大きいと想定される場合には在宅避難を継続するなど、個々人の状況に応じ、対応とされるものと考えている。</p>
牧部会長	<p>・防災気象情報の運用の変更が予定されているが、いかに府民の皆様に理解いただくかが重要であり、正しい情報発信に努めるとともに、引き続き、防災対策を推進していきたい。</p>
多々納委員	<p>・緊急輸送道路に指定することによる効果は何か。 ⇒緊急輸送道路では、道路法対策や橋梁の耐震化について目標値を設定し、<u>優先的に整備</u>を進めている。また、<u>国庫補助金の確保</u>が図りやすくなる。 ・今回、市町村道を緊急輸送道路に追加指定されたが、市町村道における橋梁の耐震化率の現状はどうか。 ⇒令和8年3月に指定したところであり、<u>今後把握していく予定</u>である。 ・緊急輸送道路ネットワーク計画の改定に関して、災害時に使用できる可能性が高い路線の情報や開通までの見通し状況が確認できることが重要であると考えており、道路情報の共有体制について検討していきたい。</p>